

守る緊急施策パッケージ

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、町では町民の方向けに緊急支援策を実施いたします。

今回の施策は、事業活動の縮小を余儀なくされている町内商工業者や育児と仕事を単身で担うひとり親家庭などの世帯に対する支援となります。また、これからの台風シーズンや災害時に備えるための指定避難所等への物品配備、町民の方向けの相談ダイヤルを開設いたします。

①売上が減少した商工業者の皆さまに応援給付金を交付します

新型コロナウイルス感染症拡大により売上げが減少した商工業者に対して、町内商工業者応援給付金を交付します。

◆給付額◆

一律 5万円

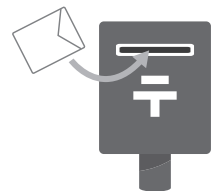
◆給付対象の主な要件◆

- ①町内で商工業を営む法人及び個人事業主
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で15%以上減少している月があること
- ③2019年以前から町内において事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ④その他（詳細は町ホームページに掲載）

◆申請期間・方法等◆

- ・申請期間…令和3年1月15日(金)まで
- ・提出書類…①申請書（町ホームページからダウンロード）
②証拠書類等（詳細は町ホームページに掲載）
上記①・②を上里町商工会に郵送
※申請書等は上里町商工会と町役場（産業振興課）の窓口でも配布しています。
- ・給付方法…口座振込

申請先・問合せ…上里町商工会応援給付金担当【☎33-0520】（平日、午前9時～午後5時）
〒369-0306 上里町大字七本木5591



【 感染防止に配慮し
申請は郵送方式とします 】

②ひとり親家庭等に応援給付金を支給します

ひとり親家庭等医療費の受給世帯および就学援助費受給世帯に対し、経済的な負担の軽減を図るため臨時的な給付金を支給します。

◆給付額◆

各世帯一律 3万円

◆対象世帯◆

次の①または②の世帯が対象で、5月1日時点で上里町に居住している世帯。

ただし、令和2年4月末時点の生活保護世帯は対象外です。

①ひとり親家庭等医療費受給対象世帯

令和2年4月末時点で上里町にひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書を提出した世帯

②就学援助費受給世帯

令和2年4月末日現在で認定となっている世帯

※重複受給はできません。

◆支給方法◆

既に町に登録してある口座に振り込みます。
ただし、支給を希望しない場合は、届出書を提出してください。

◆支給日◆

令和2年6月上旬を予定（対象世帯には5月中旬に通知を発送しています。）

問合せ

- ①ひとり親家庭等医療費受給対象世帯
子育て共生課子育て支援係【☎35-1236】
- ②就学援助費受給世帯
学校教育課教育庶務係【☎35-1246】



上里町民の暮らしと健康を

『町独自』の4つの支援策

③小中学校などの指定避難所等における体温計等の配備

◆対象場所◆

小中学校・指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所

◆配備物品◆

防護対策キット、体温計、手指消毒液(ハンドジェル)
マスク、次亜塩素酸水(生成パウダー)、テント(隔離用)
使い捨て手袋



テント(隔離用)

④相談ダイヤルの設置(5月7日から実施)

生活支援のための各種制度の案内や町内事業者向けの経営支援策、健康に対する不安など、新型コロナウイルスに起因する相談に対応する専用ダイヤルを設置しました。

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル

☎35-1218

FAX33-2429

対応時間…午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

神保原駅北コミュニティ広場駐輪場使用料の減免について

新型コロナウイルスの感染対策として、神保原駅北コミュニティ広場駐輪場を月極契約している方で、利用実態のない方について利用料の減免(振替)措置を行います。

◆対象者◆

- ①学生利用者
- ②一般利用者で、会社が通勤を取りやめていることを証明できる方
上記の①・②のうち、4・5月中に駐輪場を利用していない方
※対象期間は、今後変更となる場合があります。



神保原駅北コミュニティ広場駐輪場

◆申請方法◆

申請書を町役場まち整備課窓口または神保原駅北コミュニティ広場駐輪場管理棟に提出
※申請書は、提出先の窓口にて配布

◆減免の方法◆

減免決定通知書を持参することにより、現在契約している期間の翌月分以降の利用料を減免(振替)します。

◆利用実態の確認◆

- 4月10日(金)から管理人が利用状況を確認しています。
- 4月1日(水)から9日(木)までの期間は自己申告によるものとさせていただきます。

問合せ…まち整備課都市計画係 ☎35-1227

特別定額給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急経済対策の1つとして、家計への支援を行うため、全国民に一律10万円を給付します。なお、町では申請書を5月12日(火)に世帯主あてに郵送させていただきました。

◆給付対象者◆

詳細はこちら



基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記録されている方
※受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

◆申請方法◆

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から非接触型で2種類の申請方法となります。
ご不明な点は、まずはお電話でお問い合わせください。

<http://www.town.kamisato.saitama.jp/4051.htm>

①郵送申請

申請書に必要事項を記入し、添付書類（世帯主の本人確認書類と振込先口座がわかる書類の写し）を添えて、町へ返送してください。

②オンライン申請（マイナンバーカードを持っている方）

マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主および世帯員の情報並びに世帯主の振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行ってください。電子署名により、本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。

◆申請受付期限◆

令和2年8月20日(木)まで ※当日消印有効

期限後の申請書受付はできません。
ご注意ください。

◆給付方法◆

原則として口座振込の方法によります。

やむを得ない場合に限り現金給付を行います。口座振込の方々よりも給付が遅れる場合がございますので、ご理解をお願いいたします。

また、現金給付を希望された方へは、後日、給付日等に関する案内を通知いたします。

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の
『詐欺』にご注意ください!

詐欺被害防止

- ・市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

問 合 せ

◆制度に関する問合せ◆

総務省特別定額給付金コールセンター

【☎0120-260-020】

対応時間…午前9時～午後8時
(土・日・祝日問わず)

◆給付に関する問合せ◆

上里町新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル
(総合政策課特別定額給付金担当)

【☎35-1218】

対応時間…午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)

子育て世帯への臨時特別給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への国の緊急経済対策として、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給する世帯（特例給付世帯を除く）に対して、児童1人につき1万円を給付します。

申請手続きは不要です（公務員を除く）。対象者には6月上旬に案内通知を郵送します。

公務員支給対象者については所属庁より申請書が配布されます。

◆支給日◆

- ・一般支給対象者…6月22日(月)から（順次振込予定）
- ・公務員支給対象者…申請書受理後、順次振込予定

問合せ…子育て共生課子育て支援係 **【☎35-1236】**

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

**無担保
延滞金なし**

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象者

- 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。
- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に
係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。
- (注) 「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税が対象になります。
- ・ これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日、または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

その他の猶予制度

① 徴収の猶予

- ・ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

② 申請による換価の猶予

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、ご相談ください。

問合せ…税務課収税係【☎35-1221（内線1121～1125）】